

公

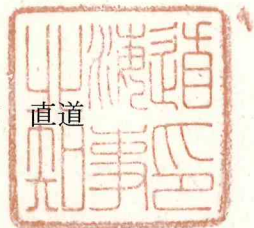
告

道営土地改良（標茶北部地区（区画整理））事業の事業計画を変更するため、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、次の事項を記載した書類とともにこの旨を公告します。

なお、この事業計画の変更後の受益地域内にある農用地の所有者でその農用地につき耕作若しくは養畜の業務を営まないもの、又はこの事業計画の変更後の受益地域内にある農用地以外の土地を所有権以外の権原に基づき使用及び収益している者でその農用地又は農用地以外の土地につき、当該土地改良事業に参加しようとするものは、同法第3条の規定により、令和8年2月9日までに標茶町農業委員会に申し出てください。

令和8年1月28日

北海道知事 鈴木



記

- 1 変更後の土地改良事業計画の概要
- 2 変更後の事業費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準等を記載した書面